

2021年 5月 26日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健



抗議並びに要求書

貴社令和3年5月20日付「改善指導票」なる書面を同年5月21日に当労組分会役員の尾畑氏に手交されました。同書面は、甚だしい事実誤認と見当違いに基づくだけでなく、労働契約上の根拠をも備えないパワハラ文書であり、下記の通り抗議すると共にその撤回と発行者の書面による謝罪を求めるものであります。

記

- 1 上記「改善指導票」（以下「指導票」という）は事実を正しく把握されていません。
 - (1) 指導票は「指導事案」について、「威圧的な態度で強い口調を以って『なんで取り付けているんだ。』などと発言した。」と記載されているが、そのような事実はない。
 - (2) 指導票は「指導事案」について、「4人で詰め寄られるような感じであったため、鈴木氏は恐怖を感じた」と記載されているが、そのような事実はない。
 - (3) 「結果として鈴木氏は防犯カメラを設置することができなかった。」と記載されているが、鈴木氏がなぜ、設置を取りやめたのかについては知らないが、尾畑氏も当時付近にいた組合員らも、鈴木氏の作業を妨害してはいない。
- 2 上記指導票は、就業規則上、労働契約上のいかなる根拠に基づくものか。

上記指導票は、尾畑氏に対して尾原社長が「改善指導」を行っている文書であるが、そもそも就業規則のどの条項に基づいて発行されているものなのか、明らかにされるよう求めます。

3 いかなる権限、理由で、「業務G r」のコメントが記載されているのか不明である。

上記指導票には、「業務G r コメント」欄が設けられており、事実も確認できていないまま「パワハラの言動である。」と、根拠なきパワハラのコメントを付記しておられますが、当社の社内問題に「業務G r」は的外れな介入を控えられるよう求めます。

4 職場内に、従業員に向けて十数台もの監視カメラを設置するなど、まともな会社の行為とは到底考えられません。発案者の精神構造を疑いたくなるような異常行動とさえ考えられます。上記指導票なる書面は直ちに撤回され、尾畑氏への書面による謝罪を重ねて要求します。

以 上